

与謝野町告示第9号

与謝野町有線テレビ放送施設等広告放送取扱要綱を次のように定める。

平成23年2月22日

与謝野町長 太田貴美

与謝野町有線テレビ放送施設等広告放送取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民への消費生活情報等の提供促進と町内商工業者等の活性化を図るため、与謝野町有線テレビ(以下「有線テレビ」という。)を活用した広告放送の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告放送の基準)

第2条 広告放送の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 与謝野町の品位、公共性及び公益性を妨げるおそれのあるもの
 - (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれのあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張に係るもの
 - (6) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
 - (7) 児童及び青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
 - (8) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (9) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
 - (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (11) 町外情報が含まれているもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、広告放送として適当でないと町長が認めるもの
- 2 次に掲げる業種又は事業者の広告は、放送を行わないものとする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23

年法律第122号) 第2条に規定する風俗営業及びこれに類する事業者

- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当する事業者
- (3) 町税等公共料金を滞納している事業者
- (4) 有線テレビの加入者でない事業者
- (5) たばこに関する事業者
- (6) ギャンブルに関する事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 占い又は運勢判断に関する事業者
- (9) 興信所及び探偵事務所又はこれらに類する事業者
- (10) 債権取立て又は示談引受けなどをうたった事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こすなど広告放送する業種又は事業者として不適当であると町長が認めるもの
(広告放送の編成)

第3条 町長は、次に掲げる広告放送を行おうとする者(以下「廣告主」という。)の順位により、広告放送の編成を行う。

- (1) 国又は地方公共団体の広告
- (2) 町内の公益事業者及び営利を目的としない団体の広告
- (3) 町内に事業所を有する有線テレビ加入の法人及び個人事業主の広告
(広告の適用除外)

第4条 前条第2号に規定する者からの依頼により、音声を伴わないデータ放送画面のみによる告知を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、与謝野町が行う情報提供として取り扱う。

- (1) 販売及びこれに類する行為を伴わない事業に係る告知である場合
- (2) 与謝野町の公共施設の利用促進に関する告知である場合
- (3) その他公共性が認められる場合

2 有線テレビの放送枠内で行う放送については、広告放送として取

り扱わない。

(広告主への指示)

第5条 町長は、広告放送が有線テレビの自主放送と混同されるおそれがあるときは、広告主に対し、当該放送が広告放送であることを明示するよう指示することができる。

(放送期間、放送時間及び回数等)

第6条 独占的な利用を制限するため、継続して6月を超える期間の広告放送及び申請の日から起算して6月を超える日以後に行う広告放送の申請はできないものとする。ただし、町長が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 自主放送番組内で放送する広告放送は、当該番組の再放送により放送する回数が増減する場合があるものとする。
- 3 放送期間は、原則として1週間を最少単位とし、月曜日の午後8時から翌週月曜日の午後3時放送分までとする。ただし、単位ごとの更新は可能とする。
- 4 放送時間は、定時放送直前及び放送終了後に、30秒以内又は60秒以内とする。

(広告の審査)

第7条 業種ごとの審査基準は、別表1のとおりとする。

- 2 町長は、広告主が行う事業及び広告放送により告知する内容について事前審査を行い、広告放送が不適切であると認めたとき又は広告主が広告放送の内容に対する責任を負う能力に欠けると認めたときは、広告放送を行わないことができる。

(災害時等)

第8条 防災上の理由から緊急放送を行う必要がある場合は、町長は広告放送を中止し、又は放送期間及び放送時間を変更することができる。

- 2 前項の規定により放送期間、放送時間を変更した場合であっても、広告放送を放送した場合は、当該放送は履行されたものとする。

(広告放送の制作)

第9条 広告主は、広告放送に用いられる映像及び音声等の一切を自ら用意し、これを構成するものとする。この場合において、権利使用料等が発生する著作物は、原則として使用してはならない。

- 2 止むを得ない理由により著作権等を有する知的財産物を使用しなければならない場合における著作権物処理等については、その一切

を広告主が行い、町は一切の責任を負わない。

3 広告主は、与謝野町が指定する規格により制作した映像及び音声を記録媒体（S D カード、D V D、B R D 等をいう。以下「情報素材」という。）に保存し提出する。

（申込・受付）

第10条 所定の申込書に情報素材を添えて、放送期日の2週間前までに受付窓口へ申込むものとする。

（広告料）

第11条 放送広告料は、別表2のとおりとし、再放送の回数による調整は行わない。

（広告料の納付）

第12条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告料を一括納付するものとする。

（広告放送の許可等）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告放送を行なうことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、町はその責任を負わない。

(1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が広告放送を適切でないと判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告放送を不許可とした場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。なお、広告放送を許可した場合も同様とする。

（広告料の返還）

第14条 既に納付した広告料は返還しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告料を返還することができる。

(1) 広告主の責に帰すことができない事由により広告放送ができなくなったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特別な理由があると認めるとき。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、広告放送に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から町に対して、広告放送に関連して被害を被ったとして請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決

するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、広告放送に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(雑則)

第17条 この告示に定めるもののほか、広告放送の取扱いについては、社団法人日本ケーブルテレビ連盟の定める「広告放送の自主基準」を準用する。

附 則

この告示は、平成23年3月1日から施行する。

別表1

1 人材募集広告	人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。
	人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売り付けや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2 語学教室等	授業料・受講料の割安感を強調する表現は使用しない。 例：一ヶ月で確実にマスターできる等
3 学習塾・予備校等	合格率など実績を掲載する場合は、実績年も併せて表示すること。 通信教育、講習会、塾又は学校に類似する名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
4 資格講座	民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならぬという誤解を招くような表現は使用しない。 例：この資格は国家資格ではありません。 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるような紛らわしい表現は使用しない。 例：資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売り付けや資金集めを目的としているものは掲載しない。 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。
5 病院等	医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5の規定により広告できる事項以外は、一切広告を行ってはならない。 提供する医療の内容が他の医療機関と比較して優良である旨の広告を行ってはならない。 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものとの広告を行ってはならない。 マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。
7 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により、広告できる事項以外は一切広告を行

	<p>ってはならない。</p> <p>施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項の広告を行ってはならない。</p> <p>法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック等）の広告は掲載できないため、事業内容の確認は必ず行うこと。</p>
8 薬局等	広告主が、丹後保健所の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。
9 健康食品、保健機能食品、特別用途食品	広告主が、丹後保健所の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。
10 介護保険法に規定するサービス全般	<p>介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名簿に限る。</p> <p>その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示を行ってはならない。</p>
11 有料老人ホーム	<p>厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「老人ホームの類型及び表示事項」の各累計の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>京都府の指導に基づいたものであること。</p> <p>公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。</p>
12 墓地等	町長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
13 不動産業	<p>不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免証番号等を明記すること。</p> <p>不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。</p> <p>契約を急がせる表示は掲載しない。 例：早い者勝ち、残り戸数わずか。</p>
14 弁護士、税理士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
15 旅行業	<p>登録番号、所在地、補償の内容を明記する。</p> <p>不当表示に注意する。</p> <p>例：旅行行程とは関係ない写真など。</p>

17 雑誌、週刊誌等	適正な品位を保った広告であること。
	見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであり、かつ不快感を与えないものであること。
	性犯罪を誘発又は助長するような表現（文言、写真）が無いものであること。
	犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現が無いものであること。
	タレントなどの有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度をもった配慮のある表現であること。
	未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
18 映画・興業等	公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
	暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
	性に関する表現で、扇情的、露骨及び猥褻なものは掲載しない。
	いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
	内容を極端に歪めたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
	ショッキングなデザインは使用しない。
19 古着商・リサイクルショップ等	年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。
	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
	一般廃棄物処理業に係る町長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
20 結婚相談所・交際紹介業	結婚情報サービス協議会に加盟していることを明記すること。
	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
21 労働組合等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
	出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
22 募金等	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
23 質屋・チケット等再販売業	個々の相場、金額等の表示はしない。
	有利さを誤認させるような表示はしない。
24 ウィークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可を受けていること。
25 その他表示につ	割引価格の表示には、対象となる元の価格を表示すること。

いて注意を要するこ と	比較広告は、根拠となる客観的な資料があること。
	無料体験などであっても、費用を要することがある場合は、その旨を明示すること。
	責任の所在、内容及び目的が不明確な広告の場合は、広告主の法人格と法人名を明記すること。また、法人格を有しない団体の場合は、当該団体名に代表者名を併記すること。
	肖像権、著作権に関わるものは、無断使用がないか確認すること。

別表2

放送時間 放送期間	30秒以内の広告放送	60秒以内の広告放送
1週間以内	5,000円	8,000円
1週間から2週間以内	10,000	16,000
2週間から3週間以内	15,000	24,000
3週間から4週間以内	18,000	30,000

(備考)

- ・4週間を超える放送期間にあっては、4週間につきこの表の最高額をもって単価とする。
- ・放送期間は1週間単位とする。